

# 新ひだか町立三石小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

三石小学校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という強い認識のもと、すべての児童が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組みます。

## 2 いじめの定義と理解

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

### (2) 判断の原則

表面的・形式的に決めつけることなく、児童の感じる苦痛や周囲の状況を踏まえ、客観的に対応します。本人が被害を否定していても、状況によっては「いじめ」として取り扱います。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 「生命（いのち）の安全教育」の推進

性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせない教育を全教育活動で展開します。

### (2) 人間関係を築く力の育成

他者を思いやり、望ましい人間関係を自ら築く力を育てます。

### (3) 児童主体の活動

児童会による各活動等を通じ、児童自らがいじめを許さない風土を醸成します。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 児童実態交流の実施

週に1回、全教職員で懸念のある児童の情報を共有する「児童実態交流」を開催し、組織的な実態把握を徹底します。

### (2) 多面的な把握

年3回のいじめ調査（アンケート）に加え、日記の活用、休み時間や放課後の何気ない雑談の中から、児童のSOSを早期にキャッチします。

## 5 いじめへの対応と解消

### (1) 守り抜く姿勢

被害児童の安全を最優先し、「絶対に守り通す」という信念を持って心のケアにあたります。

### (2) 毅然とした指導

加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、自らの行為の責任を自覚させます。

### (3) 警察・専門家との連携

犯罪行為の疑いがある場合は速やかに警察へ通報します。この方針はあらかじめ保護者に周知します。

### (4) 解消の判断

いじめ行為が3ヶ月以上止んでおり、児童が心身の苦痛を感じていないことを組織的な判断により決定します。

## 6 重大事態への対処

### (1) 具体的基準

児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または年間30日を目安にいじめで欠席を余儀なくされている場合を「重大事態」と定義します。

### (2) 申し立てへの誠実な対応

保護者から重大事態の申し立てがあった際は、学校がいじめではないと判断した場合でも、速やかに事実関係を明確にするための調査を開始します。

## 7 多様性への配慮

性的マイノリティ、発達障がい、外国につながる児童、被災児童など、特に配慮が必要な児童に対し、特性を踏まえた支援を組織的に行い、いじめの対象とならないよう努めます。

## 8 おわりに

いじめは、いかなる理由があっても決して許されるものではなく、児童の尊厳を踏みにじる重大な人権問題です。三石小学校では、教職員・保護者・地域が一体となり、一人一人の児童が「自分は大切な存在である」と実感し、笑顔で登校できる学校づくりを共に築いていきます。